

平成31年4月22日

「文化財の防火対策等について（通知）」の発出について

フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生したことに関連して、文化財の防火対策等について通知いたしましたので、お知らせします。

【趣旨】

このたび、フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生したことに関連して、別紙のとおり、文化財の防火対策についての留意事項を周知するとともに、国宝・重要文化財の管理状況等の緊急状況調査を行います。

今後、文化庁としては、点検結果を確認しつつ、より一層文化財の防火対策を推進するとともに、消防庁などの関係省庁とも連携しながら、我が国の貴重な文化財の保護に万全を期してまいります。

※資料が膨大となるため、別紙1-1、1-3、1-5、2-1については添付を省略しております。

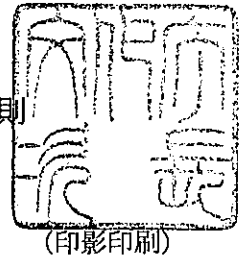
＜担当＞ 文化庁文化資源活用課

課長	小林 万里子（内線2859）
課長補佐	菊地 史晃（内線4888）
文化財調査官（整備活用部門）	梅津 章子（内線2798）
企画係長	手嶋 一了（内線2862）
電話：03-5253-4111（代表）	

31文庁第159号
平成31年4月22日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長 殿
関係独立行政法人の長 殿
大学共同利用機関の長 殿

文化庁次長
村田善則



文化財の防火対策等について（通知）

4月15日にフランス・パリのノートルダム大聖堂において火災が発生しました。この火災に関連して、17日に文化庁長官より「国宝・重要文化財の防火対策等について」（別添1）を発表し、全国の国宝・重要文化財の防火対策等について徹底をお願いしたところです。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて、適切な管理が不可欠です。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれましては、これまでも文化財の防火対策等について各種施策の実施に御尽力いただいているところですが、文化財部局と消防部局等が連携を図りながら、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

こうしたことから、このたび文化庁は、国宝・重要文化財の管理状況等の現状を改めて把握し、関係者の皆様に確認・点検していただくための緊急状況調査等を実施させていただくこととしました。この緊急状況調査等については、別添2に基づき御回答いただきますようお願いいたします。

関係各位におかれましては、これまで以上に防火対策等に一層の推進を図られますよう重ねてお願い申し上げます。大型連休を控え観光客等が多く訪問されることが見込まれる国宝・重要文化財建造物や博物館等の関係者は、特に、御留意願います。

なお、消防庁より別添3のとおり通知が発出されているところであり、関係各位におかれましては、引き続き地元消防関係者との連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

記

- 1 日頃から、地元消防、警察など関係機関との連携を密にし、必要に応じて地域住民等の協力を得るなど、防火、防犯体制の強化に努めること。
- 2 文化財の所有者、管理者に対し、文化財の周辺に木材等の可燃物類を置かないように管理を徹底すること。
- 3 修理現場においては、工事中の防火管理を徹底すること。
- 4 建造物の特性や周辺状況、通常の管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、建造物の周辺における火気管理を徹底すること。
- 5 文化財収蔵施設等の周辺状況や管理体制等に応じ、防火、防犯設備の設置の推進に努めること。また、既に設置している場合には、設備が正常に動作するか定期的に点検すること。さらに、文化財収蔵施設等の周辺における火気管理を徹底すること。
- 6 火災発生時の初期対応（通報、初期消火、文化財救出等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、防火設備の再点検や初期対応の体制を確認するとともに、防火訓練の実施を徹底すること。

国宝・重要文化財の防火対策等について

今般、フランスパリのノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、世界的に貴重な文化遺産が焼損しました。このことについて、大変残念に思うとともに、フランス政府と国民の皆様に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。

文化財は、火災等により滅失毀損すれば、再び回復することが不可能なかけがえのない国民全体の財産です。

また、我が国においても、昭和 24 年 1 月に、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺金堂で火災が発生し、貴重な壁画が焼損したことから、火災など災害による文化財保護の危機を深く憂慮する世論が高まり、これを契機として翌昭和 25 年に文化財保護法が制定されたことを忘れてはいけません。

これまでも、関係各位におかれましては、文化財の防火対策等について各種取組の実施にご尽力いただき、文化財の適切な管理を図るため、格段のご努力をいただいていたところですが、改めてこれまで以上の防火対策等の徹底をお願いします。

文化庁としては、これに関連して、できるだけ速やかに、重要文化財建造物や重要文化財を保管する博物館等の防火対策等について、緊急に調査を依頼させていただきたいと思っております。また、改めて、防火対策の徹底等に当たっての留意事項等もお伝えしたいと思います。

文化庁としましては、我が国の貴重な文化財の保護に万全を期してまいりますので、ご協力方よろしく申し上げます。

平成 31 年 4 月 17 日

文化庁長官

宮田亮平

緊急状況調査等について

1. 趣旨

我が国の国宝・重要文化財（以下、「重要文化財」という。）の防火対策の現状等について、文化庁において緊急的及び基礎的な状況を把握するために実施する調査です。

2. 調査方法

① 世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）

i) 調査対象者等

ア 調査対象者：世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）の所有者

イ 調査対象物：別紙1－1に示す重要文化財（建造物）

ウ 点検票（世界文化遺産）：別紙1－2

エ 集計表（世界文化遺産）：別紙1－3

オ 防災設備等設置状況一覧（建造物）：参考資料

カ 照会の流れ：文化庁→都道府県→市町村→所有者

キ 回収の流れ：所有者による回答→市町村→都道府県による集計（※1）→文化庁

※1 別紙1－3の作業手順シートを参照

ii) 提出期限 平成31年4月24日（水）必着

iii) 提出方法及び提出先

点検票（世界文化遺産）：電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp

集計表（世界文化遺産）：電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp

② 重要文化財（建造物）

i) 調査対象者等

ア 調査対象者：重要文化財（建造物）の所有者

イ 調査対象物：別紙1－1に示す重要文化財（建造物）

ウ 調査票（建造物）：別紙1－4

エ 集計表（建造物）：別紙1－5

オ 防災設備等設置状況一覧（重要文化財（建造物））：参考資料

カ 照会の流れ：文化庁→都道府県→市町村→所有者

キ 回収の流れ：所有者による回答→市町村→都道府県による集計（※1）→文化庁

※1 別紙1－4の作業手順シートを参照

※2 別紙1－1、参考資料は、「① 世界文化遺産の構成資産である重要文化財（建造物）」の配布物と同じものです。

ii) 提出期限 平成31年6月21日(金) 必着

iii) 提出方法及び提出先

- ア 調査票(建造物)：紙媒体 文化庁文化資源活用課総務係 宛
電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp
イ 集計表(建造物)：電子媒体 メールアドレス：shigen@mext.go.jp

③ 重要文化財を保管する博物館等

i) 調査対象者等

- ア 調査対象者：博物館、美術館及び埋蔵文化財センター等
イ 調査対象施設：別紙2-1(※)に示す重要文化財(美術工芸品)を保管する施設
※ 別途お送りする予定です(4月22日(月)中を予定)。
ウ 調査票(博物館等)：別紙2-2
エ 照会の流れ：文化庁→都道府県→(必要に応じて市町村を経由して)各施設
オ 回収の流れ：各施設による回答→(必要に応じて市町村を経由して)都道府県→文化庁
※ 都道府県で集計を行っていただく必要はありません。
※ 国・独立行政法人の施設は文化庁まで直接回答をお願いします。

ii) 提出期限 平成31年6月21日(金) 必着

iii) 提出方法及び提出先

調査票：郵送又はFax、メールのいずれか
郵送 文化庁文化財第一課調査係 宛
Fax：03-6734-3821
メールアドレス：bunkazail@mext.go.jp

3. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
03-5253-4111(代表)
重要文化財(建造物)：文化資源活用課整備活用部門(2798)
重要文化財を保管する博物館等：文化財第一課調査係(3154)
総 括：文化資源活用課総務係(2871)

点検票（世界文化遺産）

国宝・重要文化財（建造物）の基本的設備である下記の防災設備については、至急設置状況の回答をお願いします。

なお、消火器を除く消火設備については、確実に作動するか、是非、現地で確認をお願いします。

設備機能の停止又は不具合がある場合は、下記項目「4」に記載ください。

締め切り 4月24日（水）

【文化財名称（ ○○○○ 重要文化財建造物）】

1. 自動火災報知設備

☐ ある

→法定点検の結果 （最終法定点検日： 平成 年 月 日）

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ なし

☐ 設置の必要なし

2. 消火設備

消火設備の設置について、設置されているものに☑を付け、今回の調査結果（問題の有無）をチェックしてください。義務化されている設備については、最終点検日も記載ください。

☐ 消火器

→法定点検の結果 （最終法定点検日： 平成 年 月 日）

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ 消火栓

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ 放水銃

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ スプリンクラー

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ ドレンチャー

☐ 問題あり

☐ 問題なし

☐ その他消火設備

()

☐ 設備なし

3. 避雷設備

☐ ある

☐ なし

☐ 設置の必要なし

4. 設備機能の停止又は不具合がある場合、下記へ詳細を記載ください。

緊急状況調査票(重要文化財(建造物))

本調査は、重要文化財(建造物)の防火・防犯状況の実態を把握することを目的として行うものですので、現状をそのままご回答ください。回答にあたっては該当する箇所に☑を付け、必要に応じて回答を記載してください。

特に消火器を除く消火設備については、確実に作動するか、是非、現地で確認をお願いします。

なお防火、防犯の観点より、個別の結果についての公表は行いません。何卒、御協力くださるようお願いいたします。

1 文化財名称 【 】

※ 回答は棟ごとにご記入ください。

2 質問事項

火災予防段階

I. 防火対策

1. 火災の危険性

①失火

(1) 建造物内部での火気の使用

建造物内部でろうそく、線香、かまど、囲炉裏、厨房設備や暖房設備等の火気を使用しますか。

- ☐ 使用する
☐ 使用しない

(2) 消防法によるたき火、喫煙禁止区域の指定状況

建造物が所在する場所は、消防法によりたき火、喫煙禁止区域に指定されていますか。

- ☐ 区域内にある
☐ 区域外にある

市町村長が火災の警戒上特に必要があると認める場合に、一定の区域内のたき火または喫煙を一定期間制限できることを規定しています。分からない場合は市町村の担当者に聞いてください。

②放火

(1) 建造物内部の開放状況

建造物内部はどのように開放していますか。

- ☐ 常時開放
☐ 一時的開放(昼間或いは期間等を限定して)開放
☐ 開放しない

内部の開放とは不特定の人出入りが可能である状況とします。常時とは24時間とし、儀式・行事などに限り使用する場合は「一時的開放」としてください。

(2) 建造物への接近状況

不特定の人が建造物へ接近できるかについて、お答えください。

「接近できない」の場合は、「接近できない」に☑のうえ、さらにその状況についても☑を付けてください。

- ☐ 常時接近可能
☐ 一時的(期間等を限定して)接近可能
☐ 接近できない
☐ 柵等で接近が不可能
☐ 木造の覆屋内に納められている
☐ 非木造の覆屋内に納められている
☐ 展示物等として木造の博物館等に収蔵
☐ 展示物等として非木造の博物館等に収蔵

(3) 建造物が所在する敷地の状況(周辺地区の状況)

建造物が所在する敷地の開放状況について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 常時開放 (例:いつも自由に敷地に入れる場合)
- ☐ 一時的開放 (例:時間・期間を限定して敷地に入れる場合)
- ☐ 開放していない

③延焼

(1) 建造物の周辺状況

建造物の周辺の状況について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 木造密集(伝統的建造物群保存地区やその他の保存地区の内部)
- ☐ 木造密集(上記以外)
- ☐ 不燃化が進められている密集地域
- ☐ 上記以外

その他の保存地区とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」による歴史的風致維持向上計画に基づく重点区域、景観法に基づく景観地区等や、条例に基づく美観地区、景観形成地区などをさします。分からない場合は市町村の担当者に聞いてください。

(2) 建造物の周辺状況(近接建物について)

建造物に近接して建物がある場合、当てはまるものに☑を付けてください。なお近接する建物とは、約30m程度の範囲を言います。

- ☐ 木造
- ☐ 非木造
- ☐ 木造・非木造両方
- ☐ 不明

④飛び火

(1) 屋根材

建造物の屋根材について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 可燃性の屋根材 (例:茅、檜皮、こけら等の植物性屋根材)
- ☐ 不燃性の屋根材(例:瓦、金属板等)
- ☐ 不燃性の屋根材で葺かれているが、植物性屋根材に復原される可能性あり
(例:茅葺を鉄板で覆っている場合)

一部でも可燃性の屋根材が用いられている場合は「可燃性の屋根材」に☑を付けてください。

⑤落雷

(1) 当該地域周辺での落雷被害

建造物が所在する敷地、または周辺での落雷被害はありましたか。

- ☐ ある
- ☐ なし
- ☐ 不明

わかる範囲でお答えください。なお、目安として近年3ヶ年以内に所在する市町村に落雷があった場合を「ある」としてください。

(2) 避雷設備

建造物に避雷設備はありますか。

- ☐ ある
- ☐ なし
- ☐ 設置に必要なし

避雷設備には建造物に直接取り付けした避雷設備と、建造物が所在する敷地内に柱を建ててこれに避雷針を取り付け(独立避雷針)でその周囲を保護するものがあります。

⑥過去の火災

(1) 当該建造物の周辺での火災の発生

過去において、周辺で火災が発生したか。

- ☐ ある
☐ なし
☐ 不明

わかる範囲でお答えください。なお、目安として近年5ヶ年以内に火災があった場合を「ある」としてください。

(2) 当該建造物での火災の発生

過去において、(ボヤも含めて)火災があったか。「ある」とした場合は、その対応について記載ください。

- ☐ ある ()
☐ なし
☐ 不明

わかる範囲でお答えください。なお、目安として近年5ヶ年以内に火災があった場合を「ある」としてください。

2. その他

その他は、建造物が博物館などの展示施設、本堂或いは覆屋等に納められている場合にお答え下さい。

(1) 収蔵施設の種類

建造物の収蔵施設の種類のついて、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 博物館などの展示施設に収蔵されている
☐ 本堂や覆屋等の中に収められている
☐ その他 ()

(2) 収蔵施設の文化財指定

建造物が収蔵されている施設の文化財指定について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 国指定重要文化財(建造物)
☐ 地方指定文化財(建造物)
☐ 未指定
☐ その他 ()

(3) 収蔵施設の構造

収蔵施設の構造について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 木造
☐ 非木造

(4) 収蔵施設の屋根材

収蔵施設の屋根材で、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 可燃性屋根材(茅、檜皮、こけら等の植物性屋根材)
☐ 不燃性屋根材(瓦、金属板等)

II. 警備体制

1. 防犯設備

建造物に対する不審者等を警戒するための防犯設備を設置していますか。

- ☐ ある (具体例:)
☐ なし

防犯設備には監視カメラ、センサー等があてはまります。

2. 警備要員

建造物の警備要員について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 常時(24時間体制)いる
- ☐ 開放時間にはいる
- ☐ 警備保障会社等に委託している
- ☐ 警備要員がいない

警備要員とは緊急時に対応できる者とし、寺や神社の職員や民家の所有者等も含めます。また常時いるとは建造物を常時警備できる体制でいることも含めます。

3. (警備要員がない場合の)見廻りの体制

上記が「警備要員がいない」の場合、建造物の見廻りの体制について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 所有者等が同敷地内或いは近くに居住
☐ 昼夜等時間を定めて巡視
☐ 昼間(或いは夜間のみ)巡視
☐ その他

4. 夜間及び昼間の監視体制

昼間及び夜間における火災等の緊急時に対応できる人数をお答えください。

昼間 【 人】
夜間 【 人】

Ⅲ. 訓練の体制

1. 訓練の回数

消防訓練を1年間に行っている回数をお答えください。

【 回/年 】

2. 想定されている災害

(1) 想定される火災訓練について

訓練の際に想定している火災について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 通常火災(失火等)
- ☐ 放火火災
- ☐ その他(具体例:)

(2) 想定される訓練の出火元について

訓練の際に想定している火災の出火元について、当てはまるものに☑を付けてください。

- ☐ 屋内からの火災
- ☐ 屋外からの火災
- ☐ 両方
- ☐ 特に定めていない

3. 自衛消防組織

自衛消防組織はありますか。

- ☐ ある
☐ なし

IV. 想定される火災の要因

1. 所有者が危惧する火災の主要因

所有者が懸念する火災の主要因について、当てはまるものに☑をつけてください。複数回答可

- ☐ 放火
☐ 周囲からの延焼
☐ 失火
☐ 落雷
☐ 修理中の火災
☐ その他（ ）

V. その他の文化財

1. 重要文化財(美術工芸品)

国指定の重要文化財(美術工芸品)が指定建造物内部にありますか。

- ☐ ある
☐ なし

2. 史跡、名勝、天然記念物

国指定の史跡、名勝、天然記念物の敷地内に指定建造物がありますか。

- ☐ ある
- ☐ なし

3. 重要有形民俗文化財

国指定の重要有形民俗文化財が近くにありますか。

- ☐ ある
- ☐ なし

火災発生時

I. 防火設備の現状

1. 自動火災報知設備

自動火災報知器はありますか。

- ☐ ある
- ☐ なし
- ☐ なし(消防署等の指導により設置していない)

全ての重要文化財(建造物)については、自動火災報知設備を設置しなければなりません。石塔等、消防の指導等により自動火災報知設備を設置していない場合は、「なし(消防署等の指導により設置していない)」に☑を付けてください。

2. 自動火災報知設備の受信器の設置場所と管理体制

上記で「ある」の場合、火災報知設備の受信機が設置されている場所について、当てはまるものに☑を付けてください。「常時人がいない場所に設置されている」に☑を付けた場合は、その対策を講じている際には、その対策について記載ください。

- [illegible]

3. 消火器

消火器はありますか。「ある」の場合は、消火器の最終点検日も記載ください。

- ☐ ある → (最終点検日: 平成 年 月 日)
- ☐ なし

4. 消火栓設備

消火栓は整備されていますか。
「ある」の場合は、「ある」に☑を付け、設置している設備にも☑を付けてください。
また、それぞれの設備の動作状況について、該当する状況に☑を付けてください。

- ☐ 屋外にある
- ☐ 消火設備
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ 消火栓
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ 放水銃
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ ドレンチャー（植物性屋根への飛火・延焼を防ぐため、水幕で建物を包む装置）
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ その他消火設備
- 内容（ ）
- ☐ 屋内にある
- ☐ 消火設備
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ 消火栓
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ スプリンクラー設備
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ これらの代替設備であるとなるパッケージ型消火設備
- ☐ 問題あり ☐ 問題なし
- ☐ なし

5. その他の消火設備

消火器、消火栓設備以外の消火設備はありますか。
「ある」場合には、「ある」に☑を付け、さらに設置している設備にも☑を付けてください。
また、それぞれの設備の動作状況について、該当する状況に☑を付けてください。

☐ ある

☐ 動力ポンプ

→ ☐ 問題あり ☐ 問題なし

☐ 可搬式ポンプ

→ ☐ 問題あり ☐ 問題なし

☐ その他の設備

→内容 ()

☐ なし

6. 上記「防火設備の現状 1.自動火災報知設備～5.その他の消火設備」で問題(設備機能の停止又は不具合など)がある場合は、その詳細を下記へ記載ください。

[illegible]

7. 水利設備

(1) 防火水槽

重要文化財(建造物)専用の防火水槽はありますか。

☐ ある

☐ なし

(2) その他の防火水槽

重要文化財(建造物)専用以外で、重要文化財(建造物)に利用可能な防火水槽(公設の防火水槽等)はありますか。

☐ ある

☐ なし

(3) 自然水利

重要文化財(建造物)に利用可能な自然水利(河川、池等)はありますか。

☐ ある

☐ なし

II. 消火活動の困難性

1. 消防車等の接近状況

緊急時に消防車等が建造物に接近できるか、当てはまるものに☑をしてください。

☐ 周辺に空地がないために接近が困難

☐ 道路が狭隘で消防車両の接近が困難(小型車のみしか接近できない)

☐ 消火活動に適した消防水利(消火栓又は防火水槽)まで接近できる

2. 消防署からの距離

建造物の所在する場所から消防署までの距離並びに普段の交通事情の到達時間についてお答えください。

約 m

約 分

3. 消防分団からの距離

建造物の所在する場所から消防分団までの距離についてお答えください。

約 m

約 分

III. 地域防災活動の現状

初期消火や避難誘導を支援する、自衛消防団等の活動状況について☑をつけてください。

1. 近隣住民の協力

☐ あり

☐ なし

2. 自衛防災組織

☐ あり

☐ なし

3. ボランティア組織

☐ あり

☐ なし

その他

I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること(自由記述)

II. 独自で特別に行っている対策(自由記述)

国宝・重要文化財を保管する博物館等の防火・防犯状況調査票

本調査は、国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火・防犯状況の実態を把握することを目的として行うものですので、現状をそのままご回答ください。回答にあたっては、該当する記号に○印を付け、必要に応じて回答を記載してください。防火、防犯の観点より、個別の結果についての公表は行いません。

また、本調査を機に、改めて防火・防犯管理体制等のご確認をいただければ幸いです。

何卒、御協力くださるようお願いいたします。

【回答方法】

《 回答用紙の選択について 》

国宝・重要文化財の保管施設・保管場所の耐火性ごとに回答用紙が異なりますので、ご注意ください。

保管施設・保管場所		回答用紙	ページ番号
耐火性の建築物 (コンクリート造り、煉瓦造り)	⇒	別紙2-2-a	3ページへ
非耐火性の建築物	⇒	別紙2-2-b	10ページへ

① 保管施設を複数有する場合

保管施設の構造に応じ、回答用紙を選択してください。

※ 例えば、耐火性の建築物と非耐火性の建築物を所有している場合は、「別紙2-2-a」と「別紙2-2-b」のそれぞれにご回答ください。

② 同一種類の保管施設を複数有する場合

同一種類の保存施設を複数所有している場合は、防火・防犯に関して十分でないとお考えの建築物を念頭にご回答ください。

※ 例えば、2棟の非耐火性建築物にそれぞれ重要文化財を保存している場合は、防火・防犯に関して十分でないとお考えの棟を念頭にご回答ください。

耐火性の建築物用

別紙2-2-a

- 1 博物館等の名称()
- 2 保管する国宝・重要文化財の名称()
※ 複数の文化財を保存している場合には、代表的な文化財の名称を1つご記入ください。
- 3 ご担当者名()
- 4 ご連絡先(電話又はE-mailアドレス)()
- 5 質問事項

防火管理体制

1. 防火設備

①警報設備

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備はありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(自動煙感知器 自動温度感知器)
- b. なし

(2) その他の通報設備

自動火災報知設備以外の通報設備はありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(サイレン 警鐘 消防通報設備 漏電火災警報器)
- b. なし

②消火設備

(1) 消火器

消火器はありますか。「a ある」の場合には、設置している消火器に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(圧縮水 二酸化炭素 ドライケミカル 泡 ハロン 酸
その他())
- b. なし

(2) 消火設備

消火設備はありますか。「a ある」の場合は、設置している設備に○を付けてください。(執務室、展示室、収蔵庫等室内を含む。複数回答可)

- a. ある(ガス消火設備 スプリンクラー 消火栓 防火ダンパー
防火扉・防火シャッター 空気排煙設備 その他())
- b. なし

(3) その他の消火設備

上記以外の消火設備等ありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(動力ポンプ 可搬式ポンプ 貯水槽 貯水池 導水路
その他())
- b. なし

2. 管理行為

(1) 防火管理者等

消防法に基づく防火管理者、火元管理者、消防計画を定めていますか。「a はい」の場合は定めているものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. はい(防火管理者 火元責任者 消防計画)
b. いいえ

(2) 防火設備の点検

年1回以上、防火設備の点検を行っていますか。「a はい」の場合、行っている点検に○を付け、最終点検日をご記入ください。（複数回答可）

- a. はい(目視による自主点検 消防署による立入検査 業者による点検
その他())
・最終点検日(年 月 日)
- b. いいえ

(3) 点検指摘事項

点検の際に指摘事項はありましたか。「a はい」の場合、指摘事項を記入してください。

- a. はい
・指摘事項

[illegible]

- b. いいえ

(4) 巡回・監視

定期的に施設の巡回・監視を行っていますか。「a はい」の場合、巡回監視はどの程度
行っていますか。

- a. はい
・毎日
・週に1回
・月に1回
・その他()
- b. いいえ

(5) 消火訓練

年1回以上、消火訓練を行っていますか。

- a. はい
b. いいえ

(6) 文化財救出訓練

年1回以上、文化財救出訓練を行っていますか。

- a. はい
b. いいえ

(7) 文化財救出計画

火災時等の文化財救出に関する計画等を策定していますか。

- a. はい
- b. いいえ

(8) 火気の使用

施設内で火気を使用していますか。「a はい」の場合は、火気使用の場所をご記入ください。(施設には収蔵・展示区画以外を含む。例：給湯室、カフェなど)

- a. はい(火気使用の場所:)
- b. いいえ

(9) 喫煙の場所

施設内で喫煙が許可されていますか。「a はい」の場合は、場所と条件をご記入ください。(例：館内喫煙所で職員と登録来館者のみ喫煙可)

- a. はい(喫煙の場所:)
(条件:)
- b. いいえ

防犯管理体制

1. 防犯設備

(1) 玄関・通用口の施錠

施錠にあたってはどのような錠を使用していますか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数回答可)

- a. シリンダー錠(マンション等で一般的に用いられている錠)
- b. 電子ロック錠(暗証番号によるテンキー入力型等の電子的な錠)
- c. その他()
- d. なし

(2) 入口・窓等の補強

入口・窓等の補強をどのように行っていますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. 防犯ガラス
- b. 防犯フィルム
- c. 格子
- d. その他()
- e. なし

(3) 防犯警報装置

防犯警報装置としてどのようなものを設置していますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)また、「a ある」の場合、作動、非作動の別に○を付けてください。

- ・ 監視カメラ
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ 人感センサー
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ サイレン・警告装置
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ その他()(作動 非作動)

2. 警備体制

(1) 警備人員

常駐の警備専門の人員はいますか。「a いる」の場合は当てはまるものに○を付けてください。また、「b いない」の場合、代わりに採用している警備体制があれば当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. いる(24時間常駐 日中のみ常駐 夜間のみ常駐
その他())
- b. いない(警備会社による機械警備 警備員による訪問巡回
その他())

(2) 警備範囲

警備する範囲をどのように定めていますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. 展示室
- b. 施設内
- c. 施設外の周辺区域
- d. その他()

3. 管理行為

①巡回監視

(1)巡回監視

定期的に警備員以外の職員による巡回監視を行っていますか。「a はい」の場合、巡回監視はどの程度行っていますか。

- a. はい
 - ・毎日
 - ・週に1回
 - ・月に1回
 - ・その他()
- b. いいえ

(2)巡回監視

遮蔽物を取り除くなど、監視上の死角、盲点をつくらぬよう配慮していますか。

- a. はい
- b. いいえ

②公開中の対応

(1)退出後の点検

観覧者の退出を確認して施錠等を行うとともに、事後に文化財の点検を行っていますか。

- a. はい
- b. いいえ

(2)警備・監視

事故が起こりやすい開館・閉館時に警備・監視を強化していますか。

- a. はい
- b. いいえ

③その他

(1)管理台帳の作成

重要文化財の管理台帳(目録・写真)を作成していますか。

- a. はい
- b. いいえ

I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること(自由記述)

II. 独自で特別に行っている対策(自由記述)

Ⅲ. 防災設備の改修の必要性について感じていること(自由記述)
(例:老朽化、不具合、部品の廃止等)

Ⅳ. 空調設備等の改修の必要性について感じていること(自由記述)
(例:老朽化、不具合、部品の廃止等)

以上です。ご協力いただきありがとうございました。

非耐火性の建築物用

別紙2-2-b

- 1 博物館等の名称()
- 2 保管する国宝・重要文化財の名称()
※ 複数の文化財を保存している場合には、代表的な文化財の名称を1つご記入ください。
- 3 ご担当者名()
- 4 ご連絡先(電話又はE-mailアドレス)()
- 5 質問事項

防火管理体制

1. 防火設備

①警報設備

(1) 自動火災報知設備

自動火災報知設備はありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(自動煙感知器 自動温度感知器)
- b. なし

(2) その他の通報設備

自動火災報知設備以外の通報設備はありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(サイレン 警鐘 消防通報設備 漏電火災警報器)
- b. なし

②消火設備

(1) 消火器

消火器はありますか。「a ある」の場合には、設置している消火器に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(圧縮水 二酸化炭素 ドライケミカル 泡 ハロン 酸
その他())
- b. なし

(2) 消火設備

消火設備はありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(執務室、展示室、収蔵庫等室内を含む。複数回答可)

- a. ある(ガス消火設備 スプリンクラー 消火栓 防火ダンパー
防火扉・防火シャッター 空気排煙設備 その他())
- b. なし

(3) その他の消火設備

上記以外の消火設備等ありますか。「a ある」の場合には、設置している設備に○を付けてください。(複数回答可)

- a. ある(動力ポンプ 可搬式ポンプ 貯水槽 貯水池 導水路
その他())
- b. なし

2. 管理行為

(1) 防火管理者等

消防法に基づく防火管理者、火元管理者、消防計画を定めていますか。「a はい」の場合は定めているものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. はい(防火管理者 火元責任者 消防計画)
b. いいえ

(2) 防火設備の点検

年1回以上、防火設備の点検を行っていますか。「a はい」の場合、行っている点検に○を付け、最終点検日をご記入ください。（複数回答可）

- a. はい(目視による自主点検 消防署による立入検査 業者による点検
その他())
・最終点検日(年 月 日)
- b. いいえ

(3) 点検指摘事項

点検の際に指摘事項はありましたか。「a はい」の場合、指摘事項を記入してください。

- a. はい
・指摘事項

--	--

- b. いいえ

(4) 巡回・監視

定期的に施設の巡回・監視を行っていますか。「a はい」の場合、巡回監視はどの程度
行っていますか。

- a. はい
・毎日
・週に1回
・月に1回
・その他()
- b. いいえ

(5) 消火訓練

年1回以上、消火訓練を行っていますか。

- a. はい
b. いいえ

(6) 文化財救出訓練

年1回以上、文化財救出訓練を行っていますか。

- a. はい
b. いいえ

(7) 文化財救出計画

火災時等の文化財救出に関する計画等を策定していますか。

- a. はい
- b. いいえ

(8) 火気の使用

施設内で火気を使用していますか。「a はい」の場合は、火気使用の場所をご記入ください。(施設には収蔵・展示区画以外を含む。例:給湯室、カフェなど)

- a. はい(火気使用の場所:)
- b. いいえ

(9) 喫煙の場所

施設内で喫煙が許可されていますか。「a はい」の場合は、場所と条件をご記入ください。(例:館内喫煙所で職員と登録来館者のみ喫煙可)

- a. はい(喫煙の場所:)
(条件:)
- b. いいえ

防犯管理体制

1. 防犯設備

(1) 玄関・通用口の施錠

施錠にあたってはどのような錠を使用していますか。当てはまるものに○を付けてください。
(複数回答可)

- a. シリンダー錠(マンション等で一般的に用いられている錠)
- b. 電子ロック錠(暗証番号によるテンキー入力型等の電子的な錠)
- c. その他()
- d. なし

(2) 入口・窓等の補強

入口・窓等の補強をどのように行っていますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. 防犯ガラス
- b. 防犯フィルム
- c. 格子
- d. その他()
- e. なし

(3) 防犯警報装置

防犯警報装置としてどのようなものを設置していますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)また、「a ある」の場合、作動、非作動の別に○を付けてください。

- ・ 監視カメラ
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ 人感センサー
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ サイレン・警告装置
 - a. ある(作動 非作動)
 - b. なし
- ・ その他()(作動 非作動)

2. 警備体制

(1) 警備人員

常駐の警備専門の人員はいますか。「a いる」の場合は当てはまるものに○を付けてください。また、「b いない」の場合、代わりに採用している警備体制があれば当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. いる(24時間常駐 日中のみ常駐 夜間のみ常駐 その他())
- b. いない(警備会社による機械警備 警備員による訪問巡回
その他())

(2) 警備範囲

警備する範囲をどのように定めていますか。当てはまるものに○を付けてください。(複数回答可)

- a. 展示室
- b. 施設内
- c. 施設外の周辺区域
- d. その他()

3. 管理行為

①巡回監視

(1)巡回監視

定期的に警備員以外の職員による巡回監視を行っていますか。「a はい」の場合、巡回監視はどの程度行っていますか。

- a. はい
 - ・毎日
 - ・週に1回
 - ・月に1回
 - ・その他()
- b. いいえ

(2)巡回監視

遮蔽物を取り除くなど、監視上の死角、盲点をつくらぬよう配慮していますか。

- a. はい
- b. いいえ

②公開中の対応

(1)退出後の点検

観覧者の退出を確認して施錠等を行うとともに、事後に文化財の点検を行っていますか。

- a. はい
- b. いいえ

(2)警備・監視

事故が起こりやすい開館・閉館時に警備・監視を強化していますか。

- a. はい
- b. いいえ

③その他

(1)管理台帳の作成

重要文化財の管理台帳(目録・写真)を作成していますか。

- a. はい
- b. いいえ

I. 防火、防犯対策を行うに当たって望まれること(自由記述)

II. 独自で特別に行っている対策(自由記述)

Ⅲ. 防災設備の改修の必要性について感じていること(自由記述)
(例:老朽化、不具合、部品の廃止等)

Ⅳ. 空調設備等の改修の必要性について感じていること(自由記述)
(例:老朽化、不具合、部品の廃止等)

以上です。ご協力いただきありがとうございました。

消 防 予 第 1 4 9 号
平成 31 年 4 月 22 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

文化財建造物における防火安全指導の実施について（通知）

平成 31 年 4 月 15 日、フランスのパリにおいて、ユネスコの世界文化遺産に登録されているノートルダム大聖堂で大規模な火災が発生し、現在、当局により原因究明が行われているところです。

消防機関におかれましては、文化財建造物に対する立入検査、消防訓練時の訓練指導等を定期的に実施することにより防火安全性の確保を図っていただいているところですが、本火災の発生を踏まえ、特に工事、イベント等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災時の初動体制の再確認に万全を期すよう、引き続き文化財建造物の関係者への御指導をお願いします。

なお、文化庁より、別添のとおり通知が発出されているところであり、文化財部局とも連携を図りながら文化財建造物の防火対策等の一層の推進を図られますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

担当

消防庁予防課予防係 島村、吉田

電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533